

一橋大学博士学位申請論文審査報告書

申請者 : 権敬殷

平成 26 年 3 月 13 日

論文題目 : 「事業者等の不法行為による消費者被害の民事的救済－独占禁止法上の損害賠償請求訴訟の日韓比較を中心に－」

審査員 : 小野秀誠、滝沢昌彦、角田美穂子

本論文は、事業者などの不法行為による消費者被害に対する民事的な救済のうち、独占禁止法上の損害賠償訴訟を対象に、日韓の法制度の欠陥を検討することによって、より実効性あるものにするを目的としている。日本と韓国の制度は類似したものから出発しているが、韓国の制度は、日本法に先駆けて大胆なグローバル化の影響を受けている。しかし、それにもかかわらず、両国ともに、民事的救済の活用は、いまだ限定的である。そこで、両国の制度を比較しながら、民事的救済の活性化の方途を探ることが本論文の主題となる。

本論文は、序章において、日韓両国における問題点を概観し、それを克服すべき課題を明らかにしている。そして、第 1 章で、従来の規制緩和の方向と両国の経済政策上の相違点を概観している。とくに韓国においては、通貨危機を契機として、大胆な競争政策の優先主義がとられ、消費者政策がその下に組み込まれたことを明らかにしている。第 3 章では、独占禁止法違反行為に対する損害賠償請求の構造を日韓比較の観点から検討している。さらに、第 4 章では、独占禁止法違反行為に基づく損害賠償請求に関する具体的な検討を行い、損害賠償請求権の要件（違反行為の存在、帰責事由、違法性、損害）、独占禁止法違反行為による損害と因果関係、損害額の算定、損害額の立証とその方法、損害認定制度、課徴金と不当利得の関係などにわたって検討している。

本論文のすぐれた点は、第 1 に、独占禁止法上の損害賠償訴訟を包括的に検討したことである。このテーマに関する日韓比較の検討では、もっとも包括的なものであり、これだけの労作は日韓のいずれにもない。第 2 に、一面的な参照にとどまらず、両国の違いに注目した検討である点である。とくに両国の競争法・消費者法が相互に参照されながら、制度改革が行われたことが明らかにされ、実際にはできない制度実験をみる機会が与えられた意義は、両国の法学界にとって大きい。両国の経験を通じて、多少の制度的な手直しでは民事的救済の活性化は望みがたく、ある意味では、従来の狭い意味での民事的な手直しでは十分ではなく、より大胆な制度改革の必要なことが明らかにされている。第 3 に、両国の個別の制度の特徴が比較検討され、個別の理論紹介としても意味のある点である。近時、日本法から乖離する傾向の強い韓国法にも、種々のインパクトを与えるものと思われる。

他方、不十分な点としては、問題をいっそう掘り下げた解釈論を求めたいことである。検討される対象が多岐にわたることからやむをえない面もあるが、全体を統合する視点にやや弱いところもある。しかし、この点は、申請者も認識しており、今後の課題として克服されうるものであることから、本論文の価値を本質的に損なうものではない。本論文は、申請者の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を十分に示したものと評価できる。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者・権敬殷氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与するのが適当であると判断する。

